

一般社団法人日本転倒予防学会 転倒予防指導士活動推奨事業規程細則

一般社団法人日本転倒予防学会

(目的)

第1条

本細則は、一般社団法人日本転倒予防学会転倒予防指導士活動推奨事業規程(以下、推奨活動規程)における申請、登録、審査、実施に係る諸事項を定める。

(申請者の区分)

第2条

1名の転倒予防指導士、もしくは1名以上の転倒予防指導士を中心とした転倒予防活動の実施に特化した少人数の団体を個人申請者とする。転倒予防指導士1名以上を含むその他の団体、および営利を目的とする個人、団体を団体申請者とする。

(申請に係る経費)

第3条

3-1 審査料

本会推奨品申請にあたっては、申請者は別表に定める審査料を本会に納入する。審査料は審査結果の如何によらず返還しない。また、審査中の申請取下げによる審査料の返還はしない。

3-2 輸送費

申請時における必要書類、見本等の輸送費は申請者が負担する。見本等返却が必要な資料がある場合、返却に係る輸送費は申請者が負担する。

(審査員)

第4条

4-1 審査員の選定

教育研修委員会は、審査員の選定にあたって申請者との間に利益相反がないことを確認しなくてはならない。

4-2 謝礼

教育研修委員会は、審査員に謝礼を出すことができる。

(推奨活動の登録)

第 5 条

5-1 登録料

推奨活動の登録にあたっては、申請者は別表に定める登録料を本会に納めなくてはならない。審査結果の通知から当該活動の実施日 1 ヶ月前までに登録料が納付されないとき、審査結果は無効となる。

登録期間中に申請者の都合により推奨活動登録取り下げの申し出があった場合、推奨活動規程第 9 条により当該活動の推奨活動登録が取り消された場合、もしくは推奨活動が実施されなかった場合、登録料は返還しない。推奨活動が申請者の責に帰さない理由により実施できなかった場合、登録料は返還する。

5-2 登録の更新

一般社団法人日本転倒予防学会転倒予防指導士活動推奨事業規程第 6 条 6-3 項に基づき登録を更新する場合、申請者は当初の登録期間末日までに本会に延長の意思を伝えなくてはならない。登録の延長には更新料の納付を必要とする。

5-3 推奨活動の再登録

申請者が推奨活動の実施を中止または延期し、申請者が推奨活動を再開するとき、教育研修委員会は当該活動の内容、計画が受審時と相違ないことを確認した上で推奨活動の再登録を認めることができる。

(推奨活動の実施)

第 6 条

6-1 本会ロゴマークの利用

本会ロゴマークを印刷物、web ページ等で使用する場合、必ず本会から提供された画像データを使用する。提供データの利用においては、申請者は指定された範囲での拡大・縮小以外の改変はできない。申請者は、本会に提供データの形式について要望を出すことができる。

6-2 配布物の印刷部数

第三者に配布する印刷物は、登録期間中の累計で 3 千部まで印刷出来る。期間中に累計 3 千部を越えて印刷する場合、別表に定める追加料金を本会に納入しなくてはならない。

6-3 学会 web ページへの掲載

認定された推奨活動は、日本転倒予防学会 web ページに掲載する。掲載内容は開催要領、申し込み・問い合わせ先とする。受付や運営の代行はしない。

6-4 登録期間延長時の適用

再登録または登録の更新により登録期間を延長した場合、6-2 項は新たに延長された期間において適用される。

(転倒予防指導士更新単位)

第 7 条

実施報告書 1 編または本会学術集会や転倒予防指導士講習会における実施事例報告発表 1 件に対して 1／（対象活動主催転倒予防指導士数）の転倒予防指導士更新単位を認定する。

(細則の改廃)

第 8 条

本規程細則の改廃は、教育研修委員会が理事会に提案し、理事会の議を経て、承認する。

<附則>

本細則は、2017 年 10 月 7 日より施行する。

本細則は、2023 年 10 月 7 日より施行する。

本細則は、2024 年 11 月 23 日より施行する。

本細則は、2025 年 3 月 29 日より施行する。

本細則は、2026 年 7 月 11 日より施行する。

平成 29 年 10 月 7 日制定

令和 5 年 10 月 7 日改訂

令和 6 年 11 月 23 日改訂

一般社団法人日本転倒予防学会 転倒予防指導士活動推奨事業規程細則 別表

1. 推奨活動申請・登録に関する料金（個人申請者）

審査料	4,000 円
登録料	1,000 円
更新料	1,000 円

2. 推奨活動申請・登録に関する料金（団体申請者）

審査料	40,000 円
登録料	20,000 円
更新料	20,000 円

3. リーフレット、パンフレット等配布物への推奨活動認定記載料金

部数	追加料金
3 千部超～ 6 千部以下	150,000 円
6 千部超～ 1 万部以下	200,000 円
1 万部超～ 5 万部以下	350,000 円
5 万部超～20 万部以下	400,000 円
20 万部超～50 万部以下	450,000 円
50 万部超	500,000 円～

※すべて税抜き表記です。上記の金額に消費税が加わります。